

もなみ学園移転整備設計業務公募型プロポーザル
実施に係る手続きの公示

もなみ学園移転整備設計業務公募型プロポーザルに関して次のとおり公示する。

令和 4 年 6 月 8 日

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
理 事 長 内 海 敏 江

1 目 的

現在、施設に入所している児童は、知的障がいや有するほか、行動障がいのある児童や社会的に養護が必要な児童が多く、対人交流や行動と気持ちのコントロール、コミュニケーションなどの難しさ、また音や光の刺激への敏感さやこだわりの強さなど様々な特性を持ちあわせています。現在の施設は昭和 57 年に建築された旧基準の造りで、7 名 1 部屋の多床室を主体とした大舎制の構造となっており、現在の施設環境では、児童同士の距離が保てず落ち着いた生活ができないことが多く、児童のよりよい発達や成長をはぐくむためには、個室主体の小規模なユニットを中心とした施設整備が急務でした。

現在地は敷地が狭く建て替えるスペースがなかったため、事業団は現在地から約 800 m 程離れた場所にある旧石山東小学校（以下「移転先」という。）敷地及び建物を令和 4 年 3 月に取得し、もなみ学園の機能等を移転先に移転させることとしました。

障がい児入所支援では、近年、小規模グループや個室化、家庭的な雰囲気といった環境での支援が求められており、旧校舎の全面改修、及び敷地内に令和 3 年度から制度化されている国が推奨する小規模なサテライト住居を新築し、家庭的養育や心理ケアを主体とした生活を通じて、これまで以上に児童ひとりひとりの発達特性に合わせてきめ細やかな支援を充実させたいと考えています。

そのため、事業団は現在地から約 800 m 程離れた場所にある旧石山東小学校（以下「移転先」という。）敷地及び建物を令和 4 年 3 月に取得したので、もなみ学園の機能等を移転先に移転させることとしました。

移転にあたっては、移転先建物を改修して、建物内には障害児入所施設のほか障害児通所事業所、地区社会福祉協議会等の機能を持たせることとします。

さらに移転先敷地内に障害児入所施設の一部としてサテライト住居 2 棟を新築で整備することとします。

この設計業者の選定方法については、子どもたちの生活の場の整備であることを踏まえ、子ども目線での相違工夫とともにユニット単位の整備にあっても職員が効率的に支援ができるような設計といたく、校舎内部の諸室の配置やサテライト住居の意匠について、どのような視点で取り組もうとするかについて見極めるため、技術提案の内容の審査によるプロポーザル方式により設計者を選定することとします。

2 一般事項

(1) 名 称

もなみ学園移転整備設計業務公募型プロポーザル

(2) 主催者

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団

(3) 本プロポーザルの主旨

本プロポーザルは、具体的な設計案を求めるものではなく、設計候補者の特定に必要な技術提案書の提出を求める。

(4) 選定及び提案方式

本プロポーザルは、参加表明者を２段階の審査等により特定する方式とする。

(5) 担当事務局

〒０６０－００４２

札幌市中央区大通西５丁目１１番地 大五ビル６階

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団事務局（担当：佐藤、神戸）

電話（０１１）２７１-５５３１ FAX（０１１）２７１-５５３９

3 参加資格

- (1) 令和３・４年度の札幌市の競争入札参加資格者名簿（中分類：建築設計・監理業）に登録され、かつ、札幌市内に本店もしくは支店を有していること。
- (2) 札幌市が定める競争入札参加停止等措置要領の規定による参加の停止を受けていないこと。また、参加の停止を受けたが、すでにその停止の期間を経過していること。
- (3) 建築士法（昭和２５年５月２４日法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 児童福祉施設等（建築基準法施工規則第１９条第１項の規定）及びグループホームの施設整備の履行実績を複数有すること。（本店または支店の実績を含む）
- (5) 当該業務に係る担当技術者（施設整備する建物ごとに担当技術者を選任する場合は各担当技術者を含む）は、１級建築士としての実務経験を有すること。
- (6) 当該業務に係る担当技術者は、契約期間中（契約後から工事監理が終了するまでの期間）は、北海道内の本店または支店に在籍すること。
また、担当技術者は、病気、死亡、予期せぬ退職等のやむを得ない理由以外の変更は認めないこととし、やむを得ず変更する場合は、同等以上の技術力を有するものを相互協議の上、選任すること。
- (7) 当法人が設置するプロポーザル選定委員会の委員及び家族、これらが主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者、委員が大学に所属する場合において、その研究室に所属する者でないこと。

4 選定の方法

(1) 第一次審査

提出された参加表明書等の「もなみ学園移転整備設計業務公募型プロポーザルにおける設計者等選定審査及び評価基準表」（以下「評価基準表」という。）による審査により、参加要請者を５者程度選定する。

(2) 第二次審査

参加要請者より提出された技術提案書の「評価基準表」による審査及びヒアリン

グにより、受託予定者を決定する。

5 選定委員会

特定までにかかわる審査は、「もなみ学園移転整備に関するプロポーザル選定委員会設置要領」で設置された、下記の委員による選定委員会にて行います。

委 員	内海 敏江	(北海道社会福祉事業団理事長)
	片山 めぐみ	(札幌市立大学デザイン学部准教授)
	北川 聡子	(社会福祉法人麦の子会理事長)
	天田 孝	((社福)大友恵愛会業務執行理事)
	麻田 利実	(北海道社会福祉事業団専務理事)
	莚津 美津江	(札幌市あかしあ学園長)
	山田 誠	(北海道社会福祉事業団もなみ学園長)

6 手続き

(1) プロポーザル参加説明書等の資料については、3の参加資格の要件に該当する者に限り、担当事務局にて直接交付する。なお、資料を受け取りに来所する者は、会社概要を持参するとともに、その他の資格についても口頭での回答ができる者とする。

(2) 担当事務局

2の(5)と同じ

(3) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付

ア 交付資料

プロポーザル参加説明書等

イ 交付期間

令和4年6月8日(水)から令和4年6月14日(火)まで

ウ 交付、受付時間

平日の午前9時30分から午後5時までの間

エ 交付場所

2の(5)と同じ

(4) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和4年6月27日(月)午後5時00分まで

イ 提出場所

2の(5)と同じ

ウ 提出方法

持参とする。

(5) 参加要請者の決定及び通知(第一次審査)

ア 委員会は、参加表明者から4の(1)により、参加要請者を決定する。

イ 委員会は、アの決定をした者に対し技術提案書の提出を要請するものとし、非参加要請者についても、書面によりその旨を通知する。

ウ 参加要請されなかった理由等に関しては、一切回答はしないものとする。

(6) 技術提案書の提出

ア 提出期限

令和4年7月29日(金)午後5時00分まで

- イ 提出場所
2の(5)と同じ
- ウ 提出方法
持参とします。

(7) 第二次審査による特定

- ア 委員会は、技術提案書を提出した者について、技術提案書の審査及びヒアリング（ヒアリングの詳細は、参加要請者に別途通知する。）を実施し、受託予定者を決定する。
- イ 特定を受けた者及び特定されなかった非特定者についても、書面によりその旨を通知する。

(8) 現地視察

参加表明書等及び技術提案書の作成にあたり、現地視察を必要とする者は、次の項目に留意すること。

- ア 現地視察の期間
令和4年6月10日（金）、13日（月）の2日間とする。
- イ 現地視察可能な時間帯
午前10時00分から午後4時00分までの間
- ウ 申込期間
令和4年6月8日（水）から6月10日（金）まで

7 審査基準の概要

「もなみ学園移転整備設計業務公募型プロポーザルによる設計者等選定審査及び評価基準表」のとおりとします。

8 審査結果の通知

- (1) 第一次審査
令和 4年 7月 4日（月）
- (2) 第二次審査
令和 4年 8月 2日（火）

9 契約書の締結

プロポーザル選定委員会で決定した受託予定者に対し、その者が技術提案書を提出した際に提示した額をもって契約することとする。

なお、その提示された金額に変更が生じる場合には、双方協議の上、合意された場合にはその金額をもって契約を締結することができることとする。

10 その他

- (1) 言語及び通貨
言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (2) 契約書作成の要否
必要とする。
- (3) 照会窓口
2の(5)と同じ
- (4) 詳細はもなみ学園移転整備設計業務プロポーザル参加説明書による。